

'24, 6, 30 奈良教育大学附小を守る会市民集会

奈良教育大学附属小学校不当出向命令無効確認訴訟について

弁護士 兒 玉 修 一

1 概略

- ・本訴訟は「出向命令無効確認訴訟」。
 - 原告は、実際に出向を命じられた3名の教諭。
 - 被告は、国立大学法人奈良国立大学機構。
- ・今回の訴訟は民事訴訟。処分の取消を求める行政訴訟ではない。
 - 労働契約法、労働基準法が適用。
- ・奈良地方裁判所民事部合議1係に係属(令和6年(ワ)第241号)。
 - 第1回の口頭弁論期日は未定。

2 出向をめぐる労働法上の枠組み

労働契約法14条

「使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。」

(1) 出向命令権があるのか

- ◎ 対象者の同意がない場合に出向を命じることができるのか。できるとした場合、その要件は何か。

少なくとも就業規則に包括的な出向条項があるだけでは足りず、出向先及び出向中の労働条件・処遇(賃金、退職金、労働時間、休日・休暇、職務内容、勤続年数

の通算、出向中の地位など)、出向期間、更新手続、復帰手続などについて、労働者に不利益を課さないことが、就業規則や出向規程、労働協約等に明記され、民法625条1項の趣旨の趣旨に抵触せず、承諾と同視しうる特段の根拠がある場合に限られるとするのが通説とされる(荒木尚志他編「注釈労働基準法・労働契約法(第2巻)労働基準法(2)・労働契約法」463頁、西谷敏他編「新基本法コンメンタル労働基準法・労働契約法(第2版)」415頁、菅野和夫、山川隆一「労働法(第13版)」692頁など)。

最判平成15年4月18日集民第209号495頁－「日鐵運輸事件」

「労働協約である社外勤務協定において、社外勤務の定義、出向期間、出向中の社員の地位、賃金、退職金、各種の出向手当、昇格・昇給等の査定その他処遇等に関して出向労働者の利益に配慮した詳細な規定が設けられている」場合に、対象労働者の個別の同意がなくても出向を命じうるとした。

◎今回の場合は？

通常、出向の議論で念頭におかれることが多いのは、民間のグループ会社間におけるもの。ところが・・・

→附小の教員は、民間労働者を同じく、労働契約法、労働基準法が適用されている。

→公立学校の教員は、地方公務員法、教育公務員特例法が適用され、労働基準法は、原則として、適用されない。

(2) 出向命令権があったとしても濫用ではないのか

◎ 仮に出向命令権があったとして、今回の出向には、①必要性があるのか、②対象労働者の選定は合理的か、③その他、濫用にあたるような事情はないのか。

→今回、特にスポットが当たっているのは③の点

出向が命じられるに至った経緯をつぶさに振り返ると、文部科学省

からの「圧力」が無視できないが・・・

教育基本法16条1項

「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」

「不当な支配」の意味

「国民全体の意思を代表するとはいえない一部の社会的勢力(政党、官僚、財界、組合等)が、党派的な力として教育に介入してくること」などとされるが、その主体には、教育行政機関等の行為もこれに含まれる(日本教育法学会編「コンメンタール教育基本法」419頁。法曹会「最高裁判所判例解説(刑事編)(昭和51年度)」186頁以下)

※なお、人権に関する諸規定が「公序」を形成することについて

→西谷敏「労働法(第3版)」22頁以下、水町勇一郎「労働法(第4版)」62頁等

3 その他